

平成28年 No.6

○国立大学法人東京学芸大学経営協議会規程の一部を改正する規程

改正理由

経営協議会にて書面による審議を可能とすることに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成28年 1 月25日 経営協議会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学経営協議会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成28年 1 月26日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成28年規程第 6 号

国立大学法人東京学芸大学経営協議会規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学経営協議会規程（平成16年規程第33号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学経営協議会規程の一部改正について

改正理由：経営協議会にて書面による審議を可能とすることに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （議事） 第6条 協議会は、第3条第1号から第3号までの委員及び第4号の委員それぞれの3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 <u>3 前各項の規定にかかわらず、特別に必要があると議長が認める場合は、書面により審議を行うことができる。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成28年1月26日から施行する。</u>	〔省略〕 （議事） 第6条 協議会は、第3条第1号から第3号までの委員及び第4号の委員それぞれの3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 〔省略〕